

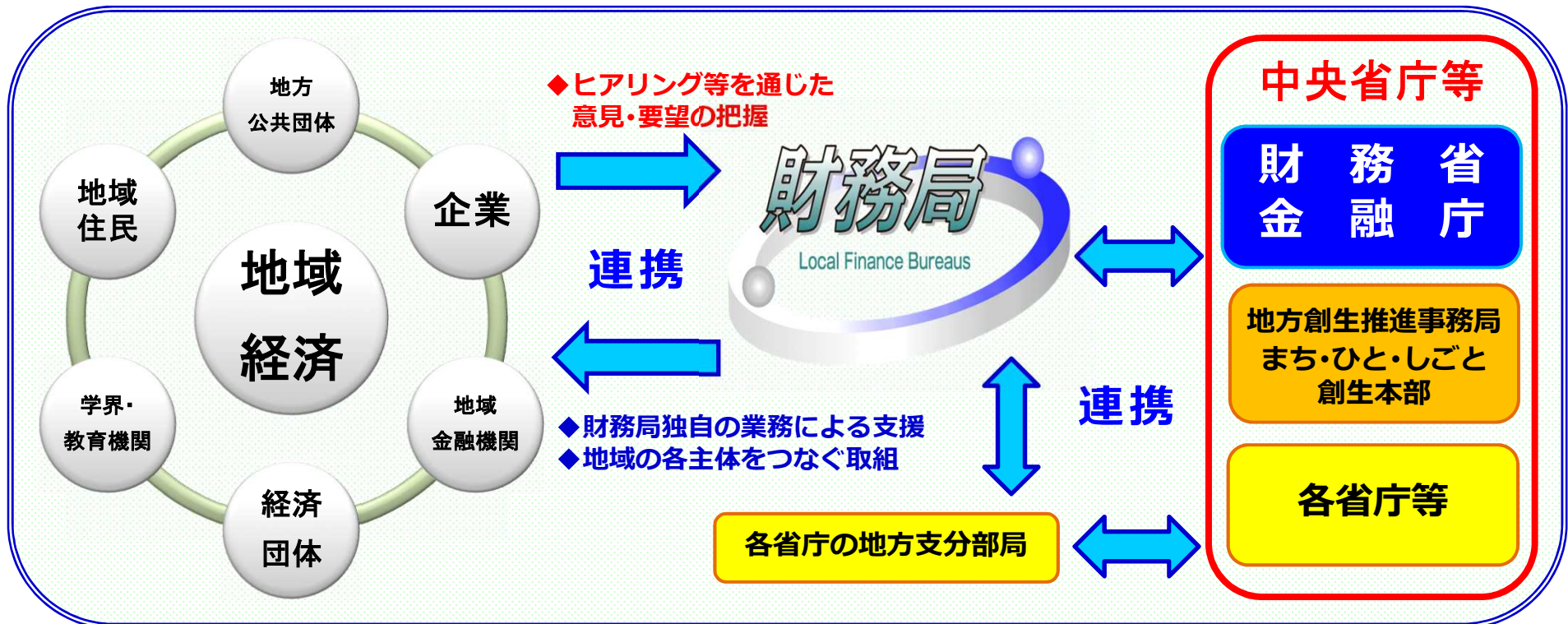
# 山形財務事務所とランドバンク等との連携協定

---

令和2年12月  
財務省

# 地方創生・地域の課題解決への貢献

- 財務局は、経済調査や各種ヒアリング等を通じて地域の課題や地方創生の取組について把握し、「財政融資資金の貸付」、「国公有財産の最適利用(エリアマネジメント)」及び「地域金融機関との対話」などの業務を通じて、それらの課題解決や取組の推進等をサポートしている。
- また、政府の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策パッケージにおいては、「関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた『つなぎ役』を果たす」旨が示されている。
- これを踏まえ、財務局においても、より効果的な地域貢献を実施するため、各種業務で培ったネットワークや財務局を結節点(ハブ)とする地域の恒常的・互恵的な意見交換の場(プラットフォーム)を積極的に活用して、「地域経済エコシステム」の各主体の「つなぎ役」を果たしている。



# 山形財務事務所とランドバンク等との連携協定

プレスリリース資料（令和2年10月16日）（抄）



Kaminoyama



from City Office Kaminoyama  
Address 1-1-10 Kawasaki, Kaminoyama, Yamagata,  
999-3192 JAPAN  
TEL 023-672-1111 / FAX 023-672-1112

令和2年10月16日  
山形県上山市  
財務省東北財務局山形財務事務所

“全国初。上山市及びNPO法人かみのやまランドバンク、財務省東北財務局山形財務事務所  
3者による『空家等・空き地対策に関する連携協定』を締結します”

少子高齢化や人口減少を背景に、地方を中心に土地需要が減少し、所有者不明の土地や空き家問題を含めた引き取り手のない不動産に関する問題が新たな課題として顕在化してきています。そのような中、上山市とNPO法人かみのやまランドバンクでは市中心部の空き家、空き地のまとまった土地を再編するランドバンク事業に着手しています。また、ランドバンク事業は国庫帰属財産（不動産）を所管する国（財務省）としても、所有者不明の土地や空き家問題を含めた引き取り手のない不動産の未然防止（国有財産の管理コスト低減）などに繋がることと期待されます。そのため、国、上山市、かみのやまランドバンクの3者が協定を締結し、空家等、空き地の現状・課題の情報共有や課題解決のための意見交換などを行うことにより、ランドバンク事業の更なる推進（空家等・空き地の有効活用）に繋がります。

なお、空家等・空き地対策において、国（財務省）、市、ランドバンク事業を推進するNPO法人の3者が連携協定を締結するのは「全国初」となります。

## 記

- 日時 令和2年10月21日（水）午後1時30分～
- 場所 上山市役所2階 政策会議室
- 出席者 山形財務事務所長、上山市長、上山市副市長、NPO法人かみのやまランドバンク理事長等
- 協定概要
  - 名称 空家等・空き地対策に関する連携協定
  - 締結機関 上山市、NPO法人かみのやまランドバンク、財務省東北財務局山形財務事務所



協定締結式の模様（出展：山形新聞社）

- 令和2年10月21日、「山形財務事務所」は、「かみのやまランドバンク（NPO）」と「上山市」との間で、「空家等・空き地対策に関する連携協定」を締結。
- 今後、3者間において、まちづくりを進めていく上での課題や対応策について、意見交換等を実施していく予定。

# 山形財務事務所とランドバンク等との連携協定

## 空家等・空き地対策に関する連携協定書 (写)

財務省東北財務局山形財務事務所（以下「甲」という。）と上山市（以下「乙」という。）、NPO法人かみのやまランドバンク（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙と丙が連携し、少子高齢化の人口減少による空家等・空き地の利活用を促進することにより、良好な居住環境づくりに寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙と丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- （1） 上山市による空家等・空き地対策の推進に関すること。
  - （2） その他目的を達成するために必要と認められること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲と乙と丙において、別途、個別に協議するものとする。
- 3 第1項の協力の結果、甲、乙又は丙に何らかの損害が生じた場合も、他の当事者はその責任を負わない。ただし、故意による場合及び本協定に違反した場合はこの限りでない。
- 4 甲と乙と丙は、本協定に排他性はなく、各当事者が自己の裁量により第三者との間で本協定と類似する協定を締結することができることを確認する。

### （守秘義務）

第3条 甲と乙と丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了後の取扱いについては甲と乙と丙が協議し決定する。

### （疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙と丙が協議の上、決定する。

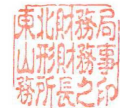
### （その他）

第6条 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲と乙と丙はそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年10月21日

甲 財務省東北財務局山形財務事務所  
山形市緑町二丁目15-3  
山形財務事務所長

近野 司 郎

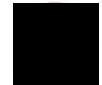


乙 上山市  
上山市河崎一丁目1-10  
上山市長

横 戸 長 兵 衛



丙 NPO法人かみのやまランドバンク  
上山市二日町6-1  
理 事 長



## 国有地の売却のための情報発信・買い手探索について

- 民間の不動産情報サイト「全国版 空き家・空き地バンク」(LIFULLHOME 'S及びアットホーム株)を活用し、一般競争入札及び入札で不調となり随意契約で売却される財産について掲載。
- 宅地建物取引業者による媒介を活用し、入札で不調となった財産を随意契約により売買することが可能となるよう対応。
- 令和2年1月時点で、既に不動産情報サイトを閲覧した者からの申込みや、不動産業者を通じた媒介契約の申込みもあったところ。

今後の国有財産の管理処分のあり方について  
— 国有財産の最適利用に向けて —  
(令和元年6月14日 財政制度等審議会) (抄)

現状、国有財産の中には、入札にかけても売却できなかった売残り財産や、崖地や山林など売却や利用の可能性が非常に乏しい利用困難財産があり、その件数は、近年、趨勢的に増加傾向にある。今後、このような財産的価値が乏しく売却も困難な不動産のストックが増加し、管理コストが増加していくと見込まれる。

このため、国有財産の管理コストの低減に向けて、国として保有する必要のない財産については、これまで以上に売却促進に取り組むとともに、国が保有している財産についても、貸付け等を通じて管理コストの低減を図っていく必要がある。

具体的には、以下のとおり、保有している財産の売却促進と管理コスト低減に取り組んでいくべきである。

### (i) 売却促進策

- ・ 近隣者への持込みなどの情報提供、不動産情報サイトとの連携などインターネットを活用した情報発信、入札で不調となり随意契約で売却される財産についての仲介業者の活用など、これまで以上に積極的な情報発信・買い手の探索に取り組む。

NEWS RELEASE at home  
URL: <https://athome.net/jp/>  
2019年10月9日  
アットホーム株式会社

報道関係者各位

**新サービス**

**財務省の国有財産の最適利用に向けた取組みを支援  
一般消費者向けの「国有財産の売却情報サイト」を開設  
～「全国版空き家・空き地バンクサイト」内にて～**

不動産情報サービスのアットホーム株式会社(本社:東京都大田区 代表取締役社長:鶴森 康史 以下 アットホーム)は、このたび財務省が推進する国有財産の最適利用に向けた取組みに賛同し「国有財産の売却情報サイト」を開設、10月1日(火)より運営を開始し、全国の財務局が提供する国有財産の売却情報を随時公開してまいります。

◆国有財産の売却情報サイト <https://kokuyuzaisan.ahjya-athome.jp/>

【サイト概要】  
「国有財産の売却情報サイト」は、全国の財務局が提供する国有地の売却に関する情報のうち、「一般競争入札により売却する物件」※1および「すぐに購入できる物件」※2を検索できるサイトです。沿線・エリア・地図検索のほか、フリーワード検索もできるなど操作性が高く、各財務局への問合せまで行えます。同サイトはアットホームが国土交通省の公募で採択されて運営を行う「全国版空き家・空き地バンクサイト」内の、地方自治体が有効活用を希望する公的不動産(PRE)を検索できるコンテンツ「公的不動産(PRE)物件情報サイト」より閲覧できます。

※1 国が公示する最低売却価格以上で、最善の価格をもって入札した人が購入できる物件  
※2 売却申請書を提出した人(応募者1名)が、国が公示する売却価格で購入できる物件

「国有財産の売却情報サイト」トップページ(イメージ)



パソコン用サイト



スマートフォン用サイト